

## 特記仕様書

1. この仕様書は、(社会資本整備総合交付金)町道沖之島線道路整備工事(橋梁下部工)(第1工区)に適用する。
2. 施工にあたっては、この仕様書に記載されたものの他、設計書、図面、現場説明書(質問回答書を含む)及び「土木工事共通仕様書」、「道路土工指針」、「コンクリート標準示方書」などの各種指針・仕様書等、並びに関係諸法令及び条例等を遵守しなければならない。
3. 請負者は、契約金額が 500 万円以上の工事については、工事着手前に工事目的物を完成するために必要な手順や工法等について、施工計画書を監督員に提出しなければならない。  
また、契約金額が 500 万円未満の工事についても、監督員の指示があった場合には、施工計画書を作成し提出しなければならない。
4. 請負者は、施工計画書の作成を義務付けられた場合、施工計画書に主要資材について、県内品と県外品の区分を明記するとともに、県外品を使用する場合は、理由書を提出しなければならない。また、施工計画書は現場稼動時に常備しなければならない。施工計画書の内容に重要な変更が生じた場合には、その都度着手前に変更に関する事項について、変更施工計画書を工事監督員に提出しなければならない。なお、重要な変更とは、工種の追加、施工区域の変更、施工方法や工程の変更等とし、施工計画に影響しない1ヶ月以内の工期延長や1割以内の数量・金額の増減は重要な変更該当しないものとする。
5. 施工計画書作成の必要がない場合でも、施工体系図(下請契約がある場合)、現場組織表及び緊急時の体制図等を作成し、工事関係者が見やすい場所に掲示するとともに、工事監督員に提出しなければならない。また、施工体系図、建設業の許可標識については公衆が見やすい場所(道路沿い等)に掲示しなければならない。
6. 請負者は、契約金額が 500 万円以上の工事について、工事实績情報サービス(コリンズ)に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として、「登録のための確認のお願い」を作成し、工事監督員の確認を受けた上、(一財)日本建設情報総合センターに10日以内(土・日曜日、祝日を除く)に登録しなければならない。また、登録機関発行の「登録内容確認書」が請負者に届いた際には、速やかにその写しを工事監督員に提出しなければならない。
7. 請負金額が3,500万円以上の場合には、主任技術者又は監理技術者が当該工事現場に専任配置されなければならないが、
  - ①請負契約締結後、現場施工に着手するまでの期間※(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮

設工事等が開始されるまでの間)

- ②工事用地等の確保が未了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- ③橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事全般について、工場製作のみが行われている期間※
- ④工事完成後、検査が終了し(発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。)、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者又は監理技術者の当該工事への専任を要しないこととし、専任を要しない期間について、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて書面で定めるものとする。

また、技術者を2つの工事現場で兼務させる場合には監督員と協議を行うものとする。

なお、請負金額が3,500万円未満で専任配置の必要がない場合においても、コンクリート打設等の重要な作業時には必ず立ち会い技術上の管理及び指導等にあたらなければならない。

※ 土木工事共通仕様書 1-1-38 4. 交通安全法令の遵守 道路工事現場における標示施設等の設置及び 1-1-43 工事測量は現場施工に含む。また、土木工事共通仕様書に定めのない鋼橋上部工、PC 上部工等の工場製作準備のための検測は、現場施工に含まない。

- 8. 請負者は、建設業退職金共済制度に加入している場合は、現場に建退共済制度適用事業主工事現場標識を掲示しなければならない。また工事契約締結後、共済証紙を追加購入した場合は、その掛金収納書を工事完成時に工事監督員に提出しなければならない。
- 9. 請負者は、設計図書及び関係図書において試験を行う事としている工事材料について、JISまたは設計図書等で指示する方法により、請負者の費用負担において品質管理試験等を行わなければならない。なお、コンクリートの圧縮強度試験については、原則として JIS Q 1011(分野別認証指針 レディーミクストコンクリート)に規定された外部試験機関で行うものとする。
- 10. 請負者は、工事に使用する材料について、工事施工途中においても工事監督員より指示があった時は、その仕様及び規格等について変更しなければならない。
- 11. 請負者は、東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)で製造された製品や材料(以下、ゴム製品等とする。)を用いる場合には、同社が製造するゴム製品等に対して請負者が指定した第三者(東洋ゴム化工品(株)、ニッタ化工品(株)と資本金・人事面で関係がない者)によって作成された品質を証明する書類を提出し、工事監督員の確認を得るものとする。第三者による品質証明書類を提出し工事監督員の確認を得た場合であっても、後に製品不良等が判明した場合に受注者の瑕疵担保責任が免責されるものではない。
- 12. レディーミクストコンクリートの呼び強度を変更する場合の事前協議は、土木工事共通仕様書第 2

編第1章第2節第4項に規定する工事監督員による工事材料の承諾(以下、「材料承諾」という)のなかで、変更の理由を記すことにより承諾を受けることができるものとする。

13. 請負者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合、施工に先立ちあらかじめ配合試験を行い、示方配合表を作成して工事監督員の確認を得なければならない。ただし、以下の場合には配合試験を省略することができるものとする。

①JISマーク表示されたレディーミクストコンクリートである場合。

②他工事(公共工事に限る)において使用実績があり、品質管理データがある場合。

※生コン工場が保管する他工事(公共工事に限る)の「納入書又はバッチの計量記録」の写しから示方配合等が確認でき、整合が取れる場合は、使用実績・品質管理データがあるとする。

14. 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン(平成29年3月)」を基本とする。請負者は、設計図書のスランプ値の変更に際しては、上記ガイドラインを基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮してスランプ値を設定することとし、「コンクリート標準示方書(施工編)」の最小スランプの目安等に基づき協議資料を作成し、工事監督員へ提出し協議すること。また、品質確認方法については上記ガイドライン等に基づき、工事監督員と協議するものとする。

15. 材料承諾した材料のうち、次の材料を使用する場合は、請負者が外観及び品質等を照合したうえで工事監督員に申請書(材料確認申請書)を提出し、工事監督員による臨場確認(材料確認)を受けられるものとする。

なお、(※)の材料においてJISマーク表示品はJISマーク表示状態を示す写真等確認資料の提示で品質が確認できるものとする。

①構造用圧延鋼材、プレストレストコンクリート用鋼材、鋼製杭及び鋼矢板(仮設材除く)

②セメント(※)、混和材料(※)

③セメントコンクリート製品一般(※)、コンクリート杭・コンクリート矢板(※)

④塗料一般

⑤レディーミクストコンクリート、アスファルト混合物(事前審査制度の確定混合物を除く)、場所打ち杭用レディーミクストコンクリート、薬液注入材、種子・肥料、薬剤、現場発生品

⑥その他工事監督員が必要と認める資材

16. 工事監督員による確認「段階確認」については、土木工事共通仕様書「1-1-21 工事監督員による確認及び立会等 表1-1 段階確認一覧表」のほか、香川県土木工事監督技術基準「別表1」、「別表2」によるものとする。

17. 品質管理資料、実工程表、工事写真及びその他工事に関連する必要な資料については、工事完成時に提出しなければならない。また、これらについては工事施工途中においても常に整理し、工事監督員より請求があった時は、直ちに提示しなければならない。なお、コンクリート等の主要資材については、材料に関する材料試験表・配合報告書等及び、施工に関する各種試験結果表等について、工事監督員より請求が無くとも、事前または各段階ごとに提示しなければならない。
18. 請負者は、測定数に関わらず、出来形成果表及び出来形管理図等を作成して、適当な管理のもとに保管し、工事監督員の請求に対し直ちに提示するとともに、工事完了時に提出しなければならない。
19. 【削除】
20. セメント及びセメント系固化材を使用する地盤改良及び改良土の再利用を行う場合には、六価クロムが土壤環境基準を超える濃度で土壤中に溶出するおそれがあるため、配合設計、施工中、施工後等の各段階において工事監督員と協議のうえ「六価クロム溶出試験」「タンクリーチング試験」等を実施しなければならない。
21. 設計図書の内容を変更する必要がある時は、工事監督員の指示に基づき実施するものとし、工事監督員の指示があった場合には、変更に関する図面及び数量計算書等を作成し、すみやかに提出しなければならない。
22. 請負者は、出来形測量を行い、その結果を基に数量算出要領及び設計図書に従い、出来形表及び出来形図等をすみやかに作成し、工事監督員より請求があった時は直ちに提出しなければならない。
23. 請負者は、作業員の労働条件、安全衛生その他の労働環境の改善に努めなければならない。
24. 工事施工場所において地元関係者より工事に関する要望があった場合には、すみやかに工事監督員に報告するとともに、その指示を受けなければならない。
25. 枠組足場の設置を必要とする場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン(厚生労働省 平成24年4月)」によるものとし、手すり先行工法の方式を採用した足場に、二段手すり及び幅木の機能を有するものでなければならない。ただし、これにより難しい場合は工事監督員と協議のうえ設計変更の対象とする。

上記において、「これにより難しい場合」とは供給側に問題があり、手すり先行工法(二段手すり及び

幅木の機能を有するもの)を調達することができない場合であり、請負者の都合で調達できない場合は認めないものとする。

26. 工事の施工にあたっては「土木工事安全施工技術指針」等に基づき、工事中の事故防止に万全を期するとともに、第三者に損害又は危害等が及ばないように十分に注意しなければならない。また、交通安全活動に対する安全教育を実施する等、交通事故防止に努めなければならない。

27. 供用中の道路に係る工事の施工にあたっては、「道路工事保安施設設置基準(案)」(昭和47年2月)に加え、「道路工事現場における標示施設等の設置基準」(平成18年3月)等についても参考に交通安全管理を実施するものとし、より一層の対策を講じなければならない。

28. 工事の施工にあたっては、「工事現場における工事中標示板の設置基準(案)」(平成18年6月)により、工事の目的、工事期間、施工主体及び施工業者等に関する事項を標示した工事中標示板を設置しなければならない。

29. 請負者は、交通切替又は交通の規制が必要な工事について、施工計画書のうち交通管理を計画する際には、配置する交通誘導員の属する警備業者等、専門的な知識を有する者と協議のうえ、策定しなければならない。

請負者は、交通切替又は交通規制を行うために、交通誘導員を配置する場合には、警備業者の警備員のうち、交通誘導に従事する者のうち、以下の者を配置しなければならない。

- ①1,2級交通誘導警備検定取得者
- ②警備員指導教育責任者資格証取得者
- ③交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員

なお、現場の条件に応じて、配置する警備員のうち、上記①又は②の者を必要人員配置するものとするが、最低でもそのグループの中の1名は、配置すること。

本仕様書で規定する、③交通誘導に関し専門的な知識及び技能を有する警備員とは、警備業者の警備員であり、

- ・警備業法における指定講習を受講した者
- ・香川県警備業協会が行う講習等を修了した者
- ・その他に交通誘導に関し、警備業法に基づく教育を受けた者を言う。

請負者は、監督員の指示に従い、交通誘導員の資格等を証する資料を作成し提出しなければならない。

30. 掘削工事にあたっては、ガス管・上下水道管・通信送電ケーブル等の地下埋設物等について工事着手前に十分な調査・確認を行ない、工事監督員に報告するとともに、その所有者と工事施工の各段階において保安上必要な措置を協議のうえ、その対策を決定した後、実施しなければならない。

31. ダンプトラック等による過積載等の防止について次の事項を遵守しなければならない。

- 1) 工事中資機材等の積載超過のないようにすること。
- 2) 過積載を行っている資材納入業者から、資材の購入をしないこと。
- 3) 資材等の過積載を防止するため、資材の購入等に当たっては、資材納入業者等の利益を不当に害することのないようにすること。
- 4) さし枠の装着又は物品積載装置の不正改造をしたダンプカーが工事現場に出入りすることのないようにすること。
- 5) 「土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法」(以下法という)の目的に鑑み、法第12条に規定する団体等の設立状況を踏まえ、同団体等への加入者の使用を促進すること。
- 6) 下請契約の相手方又は資材納入業者を選定するにあたっては、交通安全に関する配慮に欠けるもの又は業務に関しダンプトラック等によって悪質かつ重大な事故を発生させたものを排除すること。
- 7) 1)～6)のことにつき、下請契約における受注者を指導すること。

32. 請負者は、排出ガス対策型機械の使用を設計図書にて指定されている場合はもとより、それ以外の場合でも、可能な限り排出ガス対策型機械の使用を考慮しなければならない。また、使用する際には、施工計画書等にその旨を明記して工事監督員に報告するとともに、工事検査時に工事写真等により確認が行えるようにしなければならない。

33. 請負者及び当該工事に関係する運送事業者等は、不正軽油※を使用しないこと。また、地方税法144条11(軽油引取税に係る徴税吏員の質問検査権)に基づき土庄町が質問検査を行う場合は、請負者はこれを拒み、妨げ、又は忌避しないこと。

※不正軽油とは、地方税法第144条の32の規定による県知事の承認を得ないで製造等された次のものをいう。

- ①軽油と軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)を混和したもの
- ②異なる種類の「軽油以外の炭化水素油(重油、灯油等)」を混和して製造されたもの
- ③自動車の燃料として譲渡・消費される燃料炭化水素油(重油、灯油等)

34. 安全教育(訓練)に関する講習会等については、工期が1ヵ月以上の場合は、月1回(半日)以上の頻度で、すべての作業員を対象に実施しなければならない。また、その内容を記入した記録表等を工事監督員に提出するとともに工事日報にも記載しなければならない。

35. 工事着手前に建設廃棄物の種類・発生量と分別、保管、運搬、処理・処分等の方法および処理業者等への委託内容について「廃棄物処理計画」を作成するとともに、「再生資源利用促進計画書」に

より搬出先及び搬出量等について、「再生資源利用計画書」により供給元及び利用量等について、工事監督員に確認を得なければならない。（請負代金500万円以上の場合は施工計画書に含まれる。）

また、解体を含む工事については、「解体工事に係る計画」により廃棄物の種類ごとの発生量予測、解体工事の施工方法、廃棄物の再資源化や適正処理の方法等について工事監督員に確認を得なければならない。

なお、工事監督員の確認後において、内容に変更がある場合にも再度確認を得るものとし、作成した再生資源利用促進計画書、再生資源利用計画書については、工事完成後1年間保存しなければならない。

36. 廃棄物の処理を委託する場合には、運搬と処分についてそれぞれの許可業者と「建設廃棄物処理委託契約書」により書面で委託契約を締結しなければならない。また、契約締結後は速やかに建設廃棄物処理委託契約書の写しを工事監督員に提出しなければならない。

37. 産業廃棄物の処理委託の流れを確認するものとして、「産業廃棄物管理表(マニフェスト)」または電子マニフェストを使用しなければならない。また、処分が完了した運搬車両ごとに返送されるマニフェスト等を基に「建設廃棄物処理実績集計表」を作成し、工事完成時に速やかに工事監督員に提出しなければならない。工事完成時に最終処分が確認できない場合は、確認資料(E票等)が整い次第、「建設廃棄物処理実績集計表」を修正し工事監督員に提出しなければならない。

「建設廃棄物処理実績集計表」の提出時にマニフェスト原本等を工事監督員に提示し、産業廃棄物の適正処理の確認を受けなければならない。また、竣工検査時等、マニフェスト等の提示を求められた時は原本を提示しなければならない。

38. 工事完成後、速やかに再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の実施状況を把握し、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成して提出するとともに、それらの記録を1年間保管しなければならない。

39. 請負者は、この契約による事務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、次の事項を遵守しなければならない。

1) 請負者は、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

2) 請負者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

3) 請負者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を収集するときは、当該目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

4) 請負者は、この契約による事務により知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止

その他個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

- 5) 請負者は、この契約による事務に従事しているものに対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- 6) 請負者は、発注者の指示がある場合を除き、この契約による事務によって知り得た個人情報を当該契約の目的以外の目的に利用し、又は発注者の承諾なしに第三者に提供してはならない。
- 7) 請負者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等を発注者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- 8) 請負者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は請負者自らが収集し、若しくは作成した個人情報を記録した資料等は、この契約の完了後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。
- 9) 請負者は、前8号に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

40. 設計図書に記載されていない事項等が生じた場合には、直ちに関係する事項が確認できる資料を作成し、工事監督員に報告のうえその指を受けなければならない。

41. 建設発生土については、以下の場所に指定処分するものとし、数量及び土質の変更を除いて、設計変更の対象とはしない。

処分場名: 小豆島環境企画㈱

運搬距離: 10.5km以下

42. 【削除】

43. 産業廃棄物(コンクリート塊、アスファルト塊及び建設汚泥)については、処理業の許可を受けた再資源化施設(再生クラッシャーラン又は再生アスファルト等の再生材を製造している施設)に処分しなければならない。また、実施にあたっては「廃棄物の処理および清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設廃棄物処理指針(平成23年3月)」等を遵守しなければならない。

44. 再生材(再生クラッシャーラン、再生アスファルト混合物)の使用工種等については、適正な品質を確保しなければならない。

45. 建設廃木材、伐採材、伐根材(又は、剪定枝、刈り草)については、現場内利用(又は現場外利用)するものとし、実施にあたっては「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」「建設廃棄物処理指針(平成23年3月)」等を遵守しなければならない。

46. 請負者は、工事の施工に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 1) 請負者は、発注工事等の施工に当たり、暴力団等から不当要求行為を受けたときは、町に報告するとともに、警察署に届け出なければならない。この場合における報告書及び届出書は、土庄町発注工事等に対する不当要求行為排除対策要綱に定める別記様式(以下「別記様式」という。)によるものとする。
- 2) 暴力団等からの不当要求行為による被害を受けた場合は、速やかに別記様式による報告書・届出書により、町に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。
- 3) 下請業者から、不当要求行為を受け、又は不当要求行為による被害を受けた旨の報告を受けた場合は、前2項に準じた措置をとること。

47. 請負者は、デジタル工事写真の黒板情報電子化の実施を希望する場合は、工事監督員の承諾を得たうえで対象工事とすることができる。

48. 著作権の譲渡等

- 1) 請負者は、工事写真、完成図、施工計画書等、工事完成時提出書類一式(以下、「成果物」という。)が著作権法(昭和45年法律第48号)に規定する著作物に該当する場合には、当該著作物に係る一切の著作権(著作権法第27条及び第28条の権利を含む。)を引渡時に発注者に譲渡する。
- 2) 請負者は、著作者人格権を行使してはならない。
- 3) 発注者は、請負者に対し、成果物を複製し、又は、翻案することを承諾する。
- 4) 請負者は、成果物が第三者の有する知的財産権を侵害するものでないことを、発注者に対して保証する。
- 5) 請負者は、成果物が第三者の有する知的財産権を侵害し、第三者に対して損害の賠償を行い、又は必要な処置を講じなければならないときは、請負者がその賠償額を負担し、又は必要な処置を講ずるものとする。

49. 請負者は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策に留意し、「建設業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン(※)」の内容を踏まえ、施工を行うものとする。(※ガイドラインについては、最新版を参照すること。)

50. 請負者に新型コロナウイルスへの感染が確認された場合は、発注者に報告すること。

51. 請負者は、工事の実施に備えた待機拠点について、あらかじめ、土庄町が作成する津波・土砂災害ハザードマップ(※1)で災害の危険性を確認し、作業員等へ周知すること。

災害の危険が差し迫った際においては、土庄町から発表される避難情報等に注意し、作業員等の安全確保を最優先に行動すること。

※1 ハザードマップの情報は、土庄町のホームページや国のハザードマップポータルサイト、県のかがわ防災 Web ポータル等から確認すること。

52. 当該工事は、施工管理を財団法人香川県建設技術センターに委託する予定であり、現場技術員（「土木工事共通仕様書」第1編1-1-8）を配置する予定の工事である。

53. 当該工事は、将来的に同区間で他工種工事が同時期に施工することから、他工事と連携した施工計画を立案し工事の遅延が無いよう調整すること。

54. 令和4年10月から令和5年3月の間は海苔養殖時期のため、漁業関係者と十分に調整すること。

55. 漁船に近接した箇所での仮栈橋の設置等に当たっては、騒音・振動・粉塵対策を講じること。また、施工方法について工事着手前に工事監督員と協議し施工方法の承諾を得ること。

56. 四海漁港内でのヤードの使用や波止場内の漁船の通行について、関係者と調整すること。

57. 当該工事で設置する仮栈橋及び仮締切は下部工完成時まで引き続き存置することとしている。仮栈橋等に係る材料の賃料などは本工事では、令和5年2月までの計上とし、その後は第2工区受注業者に引き継ぐものとしている。当該工事で設置する仮栈橋及び仮締切の構造及び施工方法については、発注図面を参考にすること。

58. 当該工事は、令和5年2月28日までの予定で、必ず令和4年度中に竣工するものとする。